

先進医療 A の施設基準の見直し（案）

告示番号 9 : ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）		
項目	見直し案	現行
主として実施する 医師に係る基準	（資格） 眼科専門医であること。	（資格） 眼科専門医又は感染症専門医であること。
	（当該診療科の経験年数） 当該診療科について <u>五年</u> 以上の経験を有すること。	（当該診療科の経験年数） 当該診療科について <u>十年</u> 以上の経験を有すること。
	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として <u>十例</u> 以上の症例を実施していること。	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として <u>二十例</u> 以上の症例を実施していること。
保険医療機関に 係る基準	（診療科） 眼科を標榜していること。	（診療科） <u>内科及び眼科</u> を標榜していること。
	（他診療科の医師数） 不要。	（他診療科の医師数） <u>内科において、常勤の医師が配置されていること。</u>

告示番号 10 : 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）		
項目	見直し案	現行
主として実施する 医師に係る基準	（資格） 眼科専門医であること。	（資格） 眼科専門医又は感染症専門医であること。
	（当該診療科の経験年数） 当該診療科について <u>五年</u> 以上の経験を有すること。	（当該診療科の経験年数） 当該診療科について <u>十年</u> 以上の経験を有すること。
	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師とし	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師とし

	て <u>十例</u> 以上の症例を実施していること。	て <u>二十例</u> 以上の症例を実施していること。
保険医療機関に係る基準	(診療科) 眼科を標榜していること。	(診療科) <u>内科及び眼科</u> を標榜していること。
	(他診療科の医師数) 不要。	(他診療科の医師数) <u>内科において、常勤の医師が配置されていること。</u>